# ＰＰＡ方式による公共施設への太陽光発電設備等導入事業
# （重点対策加速化事業）
# 公募型プロポーザル　募集要領

## 1　目的

本募集要領は、公共施設における再生可能エネルギーの創出、平時の温室効果ガスの排出抑制のため、ＰＰＡ方式による公共施設への太陽光発電設備等（以下「設備」という。）の導入、運転管理及び維持管理、撤去を行う事業者を公募型プロポーザル方式により募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

## 2 事業概要

⑴　事業名

ＰＰＡ方式による公共施設への太陽光発電設備等導入事業（重点対策加速化事業）

⑵　事業内容

別添「ＰＰＡ方式による公共施設への太陽光発電設備等導入事業（重点対策加速化事業）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

## 3 実施条件

本事業は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の活用を前提にしているため、提案者は、当該交付金の交付要綱、実施要領等を熟知し、当該交付金の交付条件を踏まえた提案を行うこと。当該交付金は工事費等を対象として町補助金として間接交付されるため、工事費の内訳と併せて間接交付額を試算すること。設備導入対象施設や導入時期、間接交付限度額等については別添の「仕様書」を参照とすること。

## 4 参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

⑴　日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している者

⑵ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の各項に該当しないほか、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

⑶　浪江町暴力団排除条例（平成26年浪江町条例第1号）第２条の規定に該当しない者

⑷ 国税及び地方税に滞納がない者

5 スケジュール

スケジュールは下表のとおりとする。書類等の交付や受付等については、土日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

| 日　程<br>（令和８年　※土日祝日を除く） | 内　容 |
|---|---|
| １１月１６日（月） | 募集要領公表 |
| １１月１６日（月）～１１月３０日（月） | 質問受付（様式第１号） |
| １１月１６日（月）～１１月３０日（月） | 資料閲覧及び現地調査申込受付(様式２号) |
| １１月　１６日（月）～１２月７日（月） | 資料閲覧及び現地調査期間 |
| １１月１６日（月）～１１月３０日（月） | プロポーザル参加申込期間（様式第５号) |
| １１月１６日（月）～１２月７日（月） | 質問回答（ホームページ掲載) |
| １２月３日（木） | １次審査 |
| １２月４日（金） | １次結果通知 |
| １２月４日（金）～１２月１８日（金） | 企画提案書の受付（様式第３号） |
| １２月１８日（金） | プロポーザル参加辞退期限（様式第６号) |
| １２月２３日（水） | プレゼンテーション及びヒアリング |
| １２月２４日（木） | 審査結果通知及び優先交渉権者の決定・公表 |

6 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式第１号）を提出すること。ただし、質問は本募集要領に従い企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

⑴　提出書類

質問書（様式第１号）　　ＰＤＦ形式での提出

⑵　受付期間

令和８年１１月１６日（月）～令和８年１１月３０日（月）まで

⑶　提 出 先

浪江町　産業振興課　新エネルギー推進係

⑷　提出方法

電子メール　namie15050@town. namie. lg. jp

⑸　質問及び回答の公表

町公式ホームページにおいて、事業者名等を除き質問及び回答を令和８年１２月７日（月）までに回答準備が整い次第、順次公表する。町公式ホームページへの掲載以外での質問に対する回答は行わない。なお、質問の内容によっては回答できない場合もある。

7　資料閲覧及び現地調査

資料閲覧及び現地調査を希望する場合は、資料閲覧及び現地調査申込書（様式第２号）を提出すること。ただし、資料閲覧及び現地調査の実施有無については事業者選定の際の評価に影響のないものとする。なお、資料閲覧及び現地調査については、事業者ごとに各２回を限度とする。

なお、施設の利用状況によっては現地調査を行えない場合があるので留意すること。

閲覧資料については以下のとおり。

・浪江町公共施設へのPPA方式による太陽光発電設備等導入事業補助金交付要綱及び様式（案）※近日中に施行予定
・４施設における建築図面、構造図、電気設備図、及び構造計算書
（いこいの村なみえのみ、構造計算書なし）
・４施設における電力使用量（３０分デマンド値）令和７年度分
・４施設における電気料金請求額

⑴　提出書類

資料閲覧及び現地調査申込書（様式第２号）　　ＰＤＦ形式での提出

⑵　受付期間

令和８年１１月１６日（月）～令和８年１１月３０日（月）まで

⑶　提 出 先

浪江町　産業振興課　新エネルギー推進係

⑷　提出方法

電子メール　namie15050@town. namie. lg. jp

ただし、希望日の２日前（土日祝日を除く）までに提出すること。

⑸　実施期間

令和８年１１月１６日（月）～令和８年１２月７日（月）まで
※土日祝日を除く
・資料閲覧　午前９時から正午まで
・現地調査　午後１時３０分から午後４時３０分まで
実施日については希望日になるべく沿うかたちで町が事業者へ通知する。

⑹　対象施設
別添「仕様書」のとおり

⑺　留意事項
ア 資料の閲覧について、資料の複写持ち出しは不可とする。ただし、各自で持参したスキャナーやカメラでの撮影は可能とする。
イ　希望日時に沿えない可能性があること。
ウ　町が指定した日時以外の資料閲覧及び現地調査は認められないものとする。
エ　各施設への移動手段は各自で手配すること。

８ 参加表明届（一次審査）

⑴ 受付期間
令和８年１１月１６日（月）～１１月３０日（月）まで

⑵ 提出書類
ア 参加申込書（様式第５号）ＰＤＦ形式での提出
イ　事業報告書（直近事業年度）
応募者の通常営んでいる事業内容が分かるカタログやパンフレット等でも可
ウ 法人登記事項証明書（原本）
履歴事項全部証明書：３か月以内のもの
エ 貸借対照表（直近３年分）
オ 損益計算書（直近３年分）
カ 事業実施体制図
代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。体制図には資格所有者を記載すること。
キ　誓約書（様式第４号）
※エ・オについては、設立から３年未満の場合は設立から現在までの資料を提出すること。

⑶１次審査
応募者の事業における実施体制等について審査する。上位３社程度を１次審査通過者として２次審査へ進むものとする。（審査基準については、評価項目No. １事業者実績等に基づいて審査）なお、提出された書類に疑義がある場合は、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。
なお、一次審査の結果については、１２月４日（金）に発送する。

⑷　提 出 先
浪江町　産業振興課　新エネルギー推進係

⑸　提出方法
電子メール　namie15050@town. namie. lg. jp

電子メールまたは電子媒体（ＣＤ－Ｒなど）と紙媒体７部提出すること。

９　参加辞退届

⑴ 受付期間

令和８年１２月１８日（金）まで

⑵ 提出書類

参加辞退届（様式第６号）ＰＤＦ形式での提出

⑶　提 出 先

浪江町　産業振興課　新エネルギー推進係

⑷　提出方法

電子メール　namie15050@town. namie. lg. jp

１０　企画提案書

1次審査を通過した応募者は、企画提案書を作成し、以下のとおり提出すること。

⑴　受付期間

令和８年１２月４日（金）～令和８年１２月１８日（金）まで

⑵　提出書類

企画提案書（様式第３号）

様式第３号を表紙とし、それぞれの書類に通しのページ番号を記載すること。仕様書の内容を踏まえたものであること。提案内容の様式は自由とする。

なお、表紙以外に応募者名の記入をしないこと。

⑶　提出方法

上記⑵のデータを、担当窓口にメール又は電子媒体（ＣＤ－Ｒなど）と紙媒体７部を提出すること。

※　電子媒体（ＣＤ－Ｒなど）を持参する場合は、土日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

※　郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

⑷　提出先

〒９７９－１５９２　福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田７－２

浪江町　産業振興課　新エネルギー推進係 namie15050@town. namie. lg. jp

１１　企画提案書（様式第３号）の内容

別添「仕様書」に記載の施設を対象に、仕様書を参照のうえ以下の内容で作成すること。

⑴ 技術提案

ア　導入設備の内容

導入設備及びその容量等を具体的、かつわかりやすく記載すること。

イ　太陽光発電設備の設備容量並びに温室効果ガス排出削減量、温室効果ガス

排出削減量効果の計測・検証方法

※ 二酸化炭素排出量係数については、東北電力株式会社が公表する最新の値を用いる。また、設備利用率の設定根拠を示すこと。

（参考にしたデータベースや資料があればそれらを記載すること。）

※　過去の電気使用量等及び面積を参考に算定すること。

ウ 災害等、非常時の利用方法等

⑵　実施体制

ア 実施体制、設備導入工程表、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

イ 町内業者の活用計画

ウ 運転中のメンテナンス計画及び実施体制など

エ 事業実施中に発生するリスク

「【別紙】予想されるリスクと責任分担表」に係る対応等について明記すること。

オ 事業実施に関する保証

設備の導入から運転期間中、撤去までに係る全ての保証。

⑶　電気料金

運転期間中における町の電気料金の負担

現行の総額料金との比較・運転期間２０年間分の電気料金シミュレーション等、国の補助金を合わせた額等も入れた場合の算出根拠を含む。

⑷　その他

ア 施設の雨漏り対策等

イ 施設及び他設備等への配慮等

ウ 既設建物及びその空調・換気・水道・電気設備に対する配慮のほか、日影・反射光・輻射熱の影響がある場合にはその対策

１２ 優先交渉権者の選定、通知

⑴　プレゼンテーション及びヒアリング

町は審査委員においてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し事業者選定を行う。なお、審査委員による審査過程は非公開とする。

ア　実施日

令和８年１２月２３日(水)

イ 開催場所

浪江町役場本庁舎または、町内公共施設

ウ 審査時間

プレゼンテーションは２０分とし、質疑応答を２０分程度とする。なお、プレゼンテーション前後に５分ずつ準備・撤去の時間を設けるものとする。

⑵　評価・選定方法

下記の評価基準に基づいて評価点を算定し、その合計点数が６０点以上でかつ最も

高い事業者を優先交渉権者として選定する。最高得点者が複数の場合は、審査委員による投票で決定するものとする。なお、優先交渉権者が辞退又は失格となった場合は、次順位の応募者を次点交渉権者として選定することとし、以降も同様とする。ただし、合計点数が６０点を下回った応募者は選定の対象とならない。企画提案を評価する基準は、おおむね下表のとおりとする。

| No. | 評価項目 | 評価内容 | 配点 | 総合点 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 事業者実績等 | ・町内事業者を活用する提案となっているか。 | １０ | ２５ |
| | | ・町内での電力供給実績があるか。（小売及び発電） | １０ | |
| | | ・事業所が町内又は県内にあるか。 | 5 | |
| 2 | 技術提案 | ・導入設備の内容、設備容量に具体的な提案があるか。 | １０ | ３０ |
| | | ・技術提案に具体性・妥当性があるか。 | １０ | |
| | | ・二酸化炭素排出量の削減効果が高いか。 | 5 | |
| | | ・災害等、非常時利用の内容が充実しているか。 | 5 | |
| 3 | 実施体制 | ・無理のない実施体制、スケジュール等となっているか。(町内の活動拠点の有無等) | １０ | ２０ |
| | | ・明確なメンテナンス計画、実施体制等となっているか。（定期点検、設備更新計画など、2時間以内に本庁に到着できる体制が構築できるかなど) | １０ | |
| 4 | 電気料金 | ・運転期間中における町の電気料金総額は現行と比較して同等以下か。 | １５ | １５ |
| 5 | その他 | ・独自性があるか。 | １０ | １０ |
| 合　計　点 | | | １００ | |

⑶　選定結果の通知

町は、全ての応募者に対して書面により選定結果を通知するものとする。また、町公式ホームページにおいて公表する。

１３ 補助金交付申請

優先交渉事業者は、町が定める補助金交付要綱に基づき、必要書類を整えて申請を行うものとする。

１４　参加者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

⑴ 提出期限までに必要書類の提出がなかったもの
⑵　提出書類に不備、又は虚偽の記載があったもの
⑶ 参加資格要件を満たさなくなった場合（経営状態が著しく不健全である場合も含む）
⑷　審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
⑸　その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

## １５　その他注意事項

⑴ 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、応募者の負担とする。
⑵　提出された全ての書類については、返却しない。
⑶　応募者が１者であっても、評価を行い、事業予定者として適当でないと認められる場合には、事業予定者に選定しないことがある。
⑷ 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の著作権は応募者に帰属するが、優先交渉権者の選定に係る公表等以外に応募者に無断で使用しない。公表、展示、その他本町が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、応募者に確認の上、これを使用することができるものとする。
⑸ 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とする

【担当窓口】
〒９７９－１５９２
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田７－２
浪江町　産業振興課　新エネルギー推進係
電話　０２４０－２３－５７１３
E-mail　namie15050@town. namie. lg. jp